

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	12	府省庁名	厚生労働省						
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (国民健康保険税)								
要望項目名	病床転換助成事業に関する税制上の所要の措置								
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）附則第2条の規定により都道府県が行う病床転換助成事業については、社会保険診療報酬支払基金が保険者から徴収する病床転換支援金等を充てることとされており、地方税法第703条の4及び附則第38条の3において、市町村が被保険者である世帯主に課すことができることとされている国民健康保険税に病床転換支援金等（法附則第7条第1項に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。）の納付に要する費用を含むこととされている。</p> ・特例措置の内容 <p>当該事業の期限は令和5年度末までとされているところ、令和6年度概算要求において、事業期限の延長を要望しているところ。延長の期間を含め、事業延長の可否を予算編成過程で決定することとしているが、当該事業の期限が延長された場合は、国民健康保険税において、病床転換支援金等に要する費用を納付させる措置について、延長後の当該事業の期限まで延長することについて要望する。</p> 								
〔関係条文〕	地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4第1項から第3項まで、第12条及び附則第38条の3								
減収見込額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[初年度] — (—)</td> <td style="width: 33%;">[平年度] — (—)</td> <td style="width: 34%; text-align: right;">(単位：百万円)</td> </tr> <tr> <td>[改正増減収額]</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>			[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)	[改正増減収額]	—	
[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)							
[改正増減収額]	—								
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>療養病床の転換を支援するため、都道府県の区域内にある医療機関が療養病床（医療保険適用）から介護保険施設等へ転換する場合にその整備費用を都道府県から助成することとしており、当該転換にかかる助成事業及び税制上の措置を延長することにより、円滑な転換を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>病床機能の分化は重要であり、医療療養病床から介護施設への転換は現在も進んでいることから、病床転換助成事業の期限を更に延長し、引き続き助成を実施する必要がある。</p> <p>病床転換助成事業の事業期限が延長された場合、それに伴い、当該事業に充てることとされている病床転換支援金等について、国民健康保険税において徴収することができる措置を延長する必要がある。</p>								
本要望に対応する縮減案	—								

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標10-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	政策の達成目標	必要な病床転換支援金等を確保することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	病床転換助成事業の期限が延長された場合、令和6年4月1日から延長後の当該期限まで。
	同上の期間中の達成目標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る。
	政策目標の達成状況	病床転換助成事業に必要な分の病床転換支援金等が確保されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	1,716保険者（令和2年3月末時点）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	保険者による病床転換支援金等の確保が円滑に行われることにより、病床転換助成事業の円滑な実施が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	病床転換助成事業 医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用の一部を都道府県が助成する。（費用負担割合は、国：都道府県：保険者=10：5：12で、国の令和6年度概算要求額（案）は約1億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	令和4年度：総支援金等額 約2,118万円 令和3年度：総支援金等額 約2,255万円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により本税制措置が設けられて以降、平成25度税制改正要望、平成30年度税制改正要望において同様の要望を認めていただいた。